

菊川市小口特別資金利子補給制度要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した市内小規模事業者の経営安定を図るため、必要な資金を融資した取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、利子補給金を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱金融機関 静岡県信用保証協会（以下「協会」という。）と信用保証に関し約定し、この要綱に係る融資を行うものをいう。

(2) 小規模事業者 次のいずれにも該当するものをいう。

ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項各号に掲げるものであって、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 常時使用する従業員の数が30人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については10人）以下であること。

(イ) 事業に従事する組合員が30人以下の企業組合

(ウ) 常時使用する従業員の数が30人以下の協業組合

(エ) 常時使用する従業員の数が30人以下の医業を主たる事業とする法人

イ 原則として、市内でこの要綱に係る融資の申込日以前1年以上引き続き同一業種に属する事業を営んでいること。

ウ 協会の信用保証対象資格があること。

(融資の条件)

第3条 この要綱による利子補給の対象となる融資の条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途 事業資金（設備資金及び運転資金）

(2) 融資限度額 1事業者につき、700万円

(3) 融資期間 5年以内

(4) 融資利率 市長の定める率

(5) 償還方法 原則として元金均等月賦償還とする。

(6) 信用保証及び保証料 協会の保証付きとし、保証料は、協会の定める率とする。

(7) 担保及び保証人 協会の定めるところによる。

(8) この要綱に係る融資の申込日以前において納期が到来した市税等（徴収猶予に係る税額を除く。）を完納していること。

(9) この要綱に係る融資の債務がないこと。

(10) 新型コロナウイルス感染症による影響を受け経営の安定に支障を生じ、令和2年1月以降のいずれか1か月の売上高が前年の同期と比較して5パーセント以上減少又は申込日の属する月の前月の売上高が前々月の売上高と比較して5パーセント以上減少していること。

(融資の申込み)

第4条 この要綱による融資を受けようとする者は、菊川市小口特別資金申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、取扱金融機関を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 売上減少状況等報告書（様式第2号）
- (2) 信用保証委託申込書
- (3) 信用保証委託契約書
- (4) 菊川市で1年以上継続して事業を営んでいることを証明する書類
- (5) その他市長が必要として指示した書類
（審査、決定等）

第5条 市長は、取扱金融機関から前条の申込書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、取扱金融機関を経由し、関係書類を協会に送付するものとする。

- 2 協会は、前項の送付を受けたときは、速やかに保証承諾の可否を審査の上、保証を可とするものについては、取扱金融機関に融資をあっせんするとともに市を経由して申込者に通知するものとする。特別の理由によりあっせんを拒否したときも、同様とする。
- 3 取扱金融機関は、協会からのあっせんを受けたときは、所定の手続を経て速やかに融資を実行するものとする。ただし、特別な理由により融資が不可能と決定したときは、その理由を付して協会へ関係書類を送付するものとする。
- 4 取扱金融機関は、この要綱に係る融資について歩積預金又は両建預金を要求してはならない。
（報告）

第6条 協会は、この要綱による保証の状況等を別に定めるところにより市長に報告するものとする。
（利子補給金の額）

第7条 取扱金融機関に交付する利子補給金の額は、年度別に区別して算定するものとし、毎年4月1日から9月30日まで及び10月1日から3月31日までの各期間における月初ごとの融資残高に別に定める利子補給率及び12分の1を乗じて得た額の合計とし、円未満は切り捨てるものとする。
（交付の申請）

第8条 この要綱による利子補給金の交付を受けようとする取扱金融機関は、菊川市小口特別資金利子補給金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市小口特別資金利子補給金計算内訳表（様式第4号）
- (2) その他市長が必要として指示した書類

- 2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに提出しなければならない。
（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者に対し、菊川市小口特別資金利子補給金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）（様式第5号）により通知するものとする。
（請求の手續）

第10条 この要綱による利子補給金の交付の請求を行おうとする取扱金融機関は、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
2 前項の請求書は、利子補給金の交付決定通知書を受領した日から起算して10日以内に提出しなければならない。
（遵守事項）

第11条 取扱金融機関は、この要綱及び協会との契約を遵守しなければならない。

2 市は、取扱金融機関について関係書類の不実記載、資金使途の虚偽流用等、この要綱に違反する事項があると認めるときは、関係機関と協議して利子補給を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市、協会及び取扱金融機関が協議して定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市小口特別資金申込書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり小口特別資金の融資を申し込みます。なお、融資に関する手続の範囲内で、市長が商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会から融資に関する情報を取得すること並びに商工会、取扱金融機関及び静岡県信用保証協会に融資に関する情報を提供することに同意します。

小規模企業者記入欄		申込窓口（金融機関含む。）記入欄	
融資申込金額	円	機関名 (支店名)	
融資希望期間	か月	受理年月日	
		基準金利 A	年 %
返済方法 (いずれかに○)	1 元金均等月賦 2 その他 ()	市利子補給率 B	年 %
		融資利率 A-B	年 %
融資希望金融 機関（支店）	第一希望	保証協会記入欄	
	第二希望	承諾	不承諾
業種			
従業員数	人	保証承諾日	
資本金	円	保証金額	円
営業年数	年	保証期間	か月
資金使途 (具体的に記入)			
資金計画	当資金	円	
	自己資金	円	
	その他借入金	円	
	補助金	円	
	計	円	

売上減少状況等報告書

年 月 日

1 売上高の減少

次の(1)、(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 令和2年1月以降のいずれかの1か月の売上高（A）が前年の同期の売上高（B）と比較して5パーセント以上減少していること。

A	B	減少率 $\frac{(B-A)}{B} \times 100$
(年 月) 千円	(年 月) 千円	%

- (2) 申込日の属する月の前月の売上高（C）が前々月の売上高（D）と比較して5パーセント以上減少していること。

C	D	減少率 $\frac{(D-C)}{D} \times 100$
(年 月) 千円	(年 月) 千円	%

- 2 経営の安定に支障を生じている理由（新型コロナウイルス感染症との関連を具体的に記入してください。）

--

(注) 試算表、売上台帳の写し、決算書又は確定申告書の写し等、売上高の減少が確認できる書類を添付してください

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市小口特別資金利子補給金交付申請書

第 号
年 月 日

菊川市長 氏 宛 名

住 所
申込者
氏 名
電話番号

印

年度（上・下）期における菊川市小口特別資金に係る利子補給金
交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

円の

交付申請額 円

様式第5号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市小口特別資金利子補給金交付決定通知書

第 号
年 月 日

氏 名 様

菊川市長 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により申請があった菊川市小口特別資金利子補給金の交付について、次のとおり決定します。

- 1 決定の内容
金額 円
- 2 交付の条件
菊川市小口特別資金利子補給制度要綱を遵守すること。

様式第6号（第10条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補給金の決定を受けた菊川市小口特別資
金利子補給金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 宛

住 所
申込者
氏 名
電話番号

印

口座振替先 金融機関名	金融機関名 支 店 名		口座種別 口座番号	普通・当座
フリガナ 口座名義				